

観光自主財源導入検討支援業務委託仕様書

1 業務の名称

観光自主財源導入検討支援業務

2 業務の目的

湯沢町（以下、「当町」という。）では、令和3年度に策定した「湯沢町観光振興計画」（計画期間：2022-2031）及び令和4年度に策定した「湯沢町地域移動環境計画」（計画期間：2023-2027）のなかで、観光財源について検討を進めるとしていることから、令和5年度から観光自主財源の導入に向けた検討を始めることとする。

観光自主財源導入検討支援業務（以下、「本業務」という。）は、検討の支援や必要な調査等を行うことで、湯沢町における観光自主財源導入に向けた理解を深め、合意形成を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

4 業務委託料（上限額）

7,270,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 業務の内容

観光自主財源導入検討のため、次の業務を行うものとする。別の提案をしても差し支えないが、下線部分は必須事項とする。

（1）観光自主財源案の作成に関する支援

- ・資料作成、庁内関係部署の合意形成支援

（2）有識者会議の運営に関する支援

- ・資料作成、同会議への出席、意見の整理及び議事録作成
- ・令和6年1月以降3回程度を想定

（3）観光自主財源の理解を深めるための取組

- ・関係者の理解を深めるための取組

（4）本業務の報告書作成

6 スケジュール

現時点で想定しているスケジュールは以下のとおり。

- ・令和5年11月 庁内関係部署間の調整
- ・令和5年12月 諮問案の作成

- ・令和6年1月 第1回有識者会議（仮称）
- ・令和6年2月 第2回有識者会議（仮称）
- ・令和6年3月 第3回有識者会議（仮称）

7 再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、書面により当町の承諾を得た場合は、一部業務を委託することができる。

8 報告及び検査

- (1) 業務の実施に重大な影響を与える事態が生じた場合は、前号に関わらずその都度速やかに報告書を提出し、当町と協議すること。
- (2) 当町は、必要があると認めるときは、受託者に対して、事業の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

9 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて当町に帰属するものとし、当町の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

10 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、令和6年3月31日までに全ての業務が終了し、当町の検査を受け、当町が不都合無しと認めた後に支払うものとする。
- (2) 委託料の支払いは、当町が受託者より適正な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

11 個人情報の取扱いについて

受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報を含む当町の情報資産の取扱いについて情報セキュリティの必要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。

12 損害賠償

業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、当町、寄附者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

13 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、当町は事業の終了ができる。この場合、当町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、当町と受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより業務を終了できるものとする。なお、委託期間終了若しくは認定の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

1 4 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、協議のうえ、当町の指示に従うものとする。

1 5 その他

- (1) 受託者は、関係法令等を遵守し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、当町と十分協議し、誠意を持って業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、十分な経験と技術力を有する者を従事させること。
- (4) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、業務にて知り得た個人情報をみだりに他人に知らせることや不当な目的に使用してはならない。契約の満了もしくは契約の解除後においても同様とする。

(従事者への周知)

第3条 受託者は、従事者に対して在職中及び退職後においても、業務にて知り得た個人情報をみだりに他人に知らせることや不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4条 受託者は、業務にて知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5条 受託者は、業務のために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6条 受託者は当町の指示又は承諾がある場合を除き、業務にて知り得た個人情報を業務以外の目的で利用又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 受託者は、当町の指示又は承諾がある場合を除き、業務にて知り得た個人情報を複写または複製してはならない。

(再委託者への情報提供の禁止)

第8条 受託者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、業務を再委託する者に取扱わせては

ならない。ただし、当町が事前に承認した場合はこの限りではない。

(資料の返還等)

第9条 受託者は、業務にて知り得た個人情報に記載された資料等を契約の満了もしくは契約の解除後に遅延なく当町に返還又は引き渡すものとする。ただし当町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10条 当町は、受託者が業務の執行にあたり取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11条 受託者は、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じた場合又は生じる恐れがあることを知った場合は、直ちに当町に報告し、当町の指示に従うものとする。契約の満了もしくは契約の解除後においても同様とする。

(契約解除および損害賠償)

第12条 受託者は、当町が個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。